

「介護職員等処遇改善加算」算定について

現在、介護報酬において、介護職員等の処遇改善として、「介護職員等処遇改善加算」（以下、処遇加算）が定義され、当社においては「介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）」の算定を行っております。

当該加算算定においては、以下の要件を満たしている必要があります。

〈厚生労働大臣が定める基準〉

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（１）介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

（一）仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の1/2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

（二）介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金見込額が年額440万円以上であること。

ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

（２）（１）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、すべての介護職員に周知し、県知事に届け出ていること。

（３）介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の賃金水準（本加算による賃金改善部分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について県知事に届け出ること。

（４）事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。

（５）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

（６）当該指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所において労働保険料の納付が適正に行われていること。

（７）次に掲げる基準のいずれにも基準に適合すること。

（一）介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関する

ものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること。

(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。

(四) (三)について、すべての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

”

(9)の項目に関し、以下の通り、当社の処遇改善の内容について公表します。

加算の取得状況

- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組み内容

入職促進に向けた取組み

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

生産性向上のための業務改善の取り組み

- ・高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

2024年6月1日改訂
株式会社サンライズヴィラ土浦